

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																														
<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 育児短時間勤務職員等の年次休暇の日数は、<u>1 の年度 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。以下同じ。)</u> につき次の表の 1 週間の勤務日の日数 (週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあつては、同表の <u>1 の年度</u> の勤務日の日数) の区分に応じて定める日数の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="130 625 1288 821"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>1 の年度</u> の勤務日の日数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>12 <u>前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において</u>新たに採用となった育児短時間勤務職員等のその年の年次休暇は、その者の勤務日数等を考慮し、理事長が別に定める日数とする。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 育児短時間勤務職員等の年次休暇は、<u>付与日から 2 年以内に限り</u>繰り越すことができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規程の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程第 31 条第 11 項から第 14 項の規定により付与された年次休暇は、付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>1 の年度</u> の勤務日の日数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員等の勤務時間、休暇等)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 育児短時間勤務職員等の年次休暇の日数は、1 <u>年</u> につき次の表の 1 週間の勤務日の日数 (週以外の期間によって勤務日が定められている育児短時間勤務職員等にあつては、同表の 1 年間の勤務日の日数) の区分に応じて定める日数の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="1332 625 2490 821"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>1 年間</u> の勤務日の日数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>12 <u>2 月以降において、</u>新たに採用となった育児短時間勤務職員等のその年の年次休暇は、その者の勤務日数等を考慮し、理事長が別に定める日数とする。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 育児短時間勤務職員等の年次休暇 (<u>この項の規定により繰り越されたものを除く。)</u> は、<u>前 3 項の規定により定められている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数 (前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)</u> を差し引いた日数 (<u>1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とし、理事長が別に定める場合は、理事長が別に定める日数とする。)</u> を限度として、<u>当該年の翌年に繰り越すことができる。</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>1 年間</u> の勤務日の日数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>【第 31 条第 11 項】 ・年次休暇の付与日を 暦年管理から年度管理 とする改正</p> <p>【改正附則第 2 項】 ・改正前の規定に基づ き付与した年次休暇の 繰越に関する経過措 置に関する規定</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
<u>1 の年度</u> の勤務日の日数	(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
<u>1 年間</u> の勤務日の日数	(略)	(略)	(略)	(略)																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												